

令和元年第7回田野畑村議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和 元年11月 5日					
招 集 の 場 所	田 野 畑 村 役 場					
開 閉 会 日 時	開 会 令 和 元 年 1 1 月 1 5 日			議 長	鈴 木 隆 昭	
	閉 会 令 和 元 年 1 1 月 1 5 日					
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	出席 等別	議席 番号	氏 名	出席 等別
	1	中 村 芳 正	出	6	畠 山 拓 雄	出
	2	工 藤 求	出	7	上 山 明 美	出
	3	上 村 浩 司	出	8	中 村 勝 明	出
	4	小 松 山 久 男	出	9	佐 々 木 功 夫	出
	5	佐 々 木 芳 利	出	10	鈴 木 隆 昭	出
会 議 録 署 名 議 員	7	上 山 明 美		8	中 村 勝 明	
職務のため議場に 出席した者の氏名	事務局 局長	工 藤 光 幸	主 査	三 上 恵 美		
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 により 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	石 原 弘		教 育 長	相 模 貞 一	
	副 村 長 総務課長事務取扱	早 野 円		教 育 次 長	佐 々 木 修	
	政策推進課長	佐 藤 智 佳				
	生活環境課長	工 藤 隆 彦				
	地域整備課長	佐 々 木 卓 男				
	産業振興課長	渡 辺 謙 克				
	健康福祉課長	大 上 高 広				
	会 計 管 理 者 総 務 課 主 幹	平 坂 聡				
	総 務 課 主 幹	大 森 泉				
	地 域 整 備 課 主 幹	早 野 和 彦				
産 業 振 興 課 主 幹	畠 山 哲					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙議事日程のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

令和元年第7回田野畑村議会臨時会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和 元年11月15日(金曜日) 午後 1時00分開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認について(令和元年度田野畑村一般会計補正予算(第3号))
- 日程第5 承認第2号 専決処分した事件の承認について(令和元年度田野畑村簡易水道特別会計補正予算(第1号))
- 日程第6 承認第3号 専決処分した事件の承認について(令和元年度田野畑村集落排水特別会計補正予算(第1号))
- 日程第7 議案第1号 令和元年度田野畑村一般会計補正予算(第4号)
- 日程第8 発議案第1号 令和元年台風19号災害復興特別委員会の設置について
- 追加日程第1 委員会の閉会中の継続審査の件(令和元年台風19号災害復興特別委員会)

閉 会

◎開会及び開議の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 ただいまから令和元年第7回田野畑村議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午後 1時01分)

◎議事日程の報告

○議長【鈴木隆昭君】 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に従い進行いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長【鈴木隆昭君】 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において7番、上山明美さん、8番、中村勝明君を指名いたします。

◎会期決定

○議長【鈴木隆昭君】 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

なお、本日の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました会期日程のとおりでありますので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長【鈴木隆昭君】 日程第3、諸般の報告を行います。

村長から承認3件、議案1件の送付があり、お手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。

次に、上村浩司君から発議案1件の提出があり、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員より監査結果の報告書1件を受理しており、その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、会議等関係であります。印刷の上お手元に配付しておりますので、ご了承願います。
なお、関係書類は事務局にありますので、ごらん願います。

次に、岩手県沿岸知的障害児施設組合議会定例会の議決事件の概要について上山明美さんから報告願います。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 去る令和元年10月28日に招集されました岩手県沿岸知的障害児施設組合議会定例会において審議されました議案等につきまして、その概要をご報告申し上げます。

本定例会は、宮古市役所議場において午前10時に開議され、会期は1日限りでございました。議案等は7件で、お手元に配付しております概要報告書のとおりでございます。

選挙第1号 副議長の選挙につきましては、釜石市選出の菊池秀明議員が岩手県沿岸知的障害児施設組合副議長に当選されました。

認定第1号 平成30年度岩手県沿岸知的障害児施設組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定いたしております。

決算の状況は、歳入決算額1億8,866万4,138円に對しまして、歳出決算額1億7,846万8,261円であり、歳入歳出差し引き残額は1,019万5,877円となっております。

議案第1号 令和元年度岩手県沿岸知的障害児施設組合一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ326万8,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,866万8,000円とするもので、原案のとおり可決しております。

補正予算の内容についてでございますが、まず歳出につきましては、2款総務費、1項総務管理費の補正は、今後の支出見込みにより増額するものでございます。

3款民生費、1項児童福祉費の補正は、人事異動等に伴う職員給与費等を減額するものでございます。

4款積立金、1項積立金の補正は、はまゆり財政調整基金積立金を増額するものでございます。

次に、歳入についてでございますが、1款分担金及び負担金、2項負担金の補正は、短期入所事業市町村負担金の収入見込みにより増額するものでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料の補正は、施設利用者負担金等の収入見込みにより増額するものでございます。

3款県支出金、1項県負担金の補正は、障害児施設給付費の収入見込みにより減額するものでございます。

3款県支出金、3項委託金の補正は、児童保護措置費の収入見込みにより増額するものでございます。

7款繰越金、1項繰越金の補正は、平成30年度繰越金の額が決定したことにより増額するものでございます。

議案第2号 岩手県沿岸知的障害児施設組合職員定数条例等の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法の改正に伴い、岩手県沿岸知的障害児施設組合職員定数条例、岩手県沿岸知的障害児施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び岩手県沿岸知的障害児施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正するもので、これを原案のとおり可決しております。

議案第3号 岩手県沿岸知的障害児施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきましては、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため条例を制定するもので、これを原案のとおり可決しております。

議案第4号 岩手県沿岸知的障害児施設組合職員の育児休業等に関する条例につきましては、地方公務員法の改正に伴い、職員の育児休業等に関し必要な改正等をするため条例の全部を改正するもので、これを原案のとおり可決しております。

議案第5号 岩手県沿岸知的障害児施設組合監査委員の選任に関し同意を求めることについては、田野畑村選出の議員、上山明美を岩手県沿岸知的障害児施設組合監査委員に選任することについて同意しております。

以上で報告を終わります。

○議長【鈴木隆昭君】 これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時09分）

再開（午後 1時12分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程に従い進行いたします。

日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和元年度田野畑村一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和元年度田野畑村一般会計補正予算（第3号））について説明いたします。

お手元の説明資料をお開き願います。まず、歳入でございますが、財政調整基金繰入金1億

6,211万9,000円、専用水道維持補修負担金46万2,000円という内容でございます。

次に、歳出でございますが、災害対策費786万1,000円、災害救助費855万円、簡易水道特別会計繰出金1,335万円、修繕費82万円、集落排水特別会計繰出金300万円、道路維持管理委託料2,000万円、農地農業用施設等災害復旧委託料900万円、公共土木施設等災害復旧応急工事1億円という内容でございます。

令和元年度台風19号に伴う災害対策費について、令和元年10月12日にやむを得ず専決処分したものでございます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 緊急の災害で、迅速に対応していただいてありがたかったなと思います。

そこで、繰入金で財調を1億6,000万円という感じなのですが、財政調整基金からも繰り出して、残った財調というか、丸々村が使えるような財政調整基金の残額について額を教えてください。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課、大森主幹。

○総務課主幹【大森 泉君】 お答えいたします。

純粋な財政調整基金の残高は、11億7,700万円程度になります。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 これは、丸々村で使えるということではないような気がするのですが、何と表現したらいいのでしょうか、純粋に何かあったときに村が使えるお金というのがこの額というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課、大森主幹。

○総務課主幹【大森 泉君】 基本的にはそのように考えておりますが、三セク等の倒産リスクの回避のためにとかというような色をつけて管理している部分もございますので、丸々これをというふうな、そこはちょっと難しいかなというふうには考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 わかりました。危機管理とか、いろいろ三セクとかという問題もあると思うのですが、もう使って底をついたのかなと思ったのですが、多いような少ないようなというので、またこれからの対応が出てくるのかなと思います。

あと議長、また違う質問をしても……

○議長【鈴木隆昭君】 はい、どうぞ。

○7番【上山明美君】 歳出のほうの災害対策費の災害廃棄物処理委託料なのですが、災害廃棄物は他の市町村でも結構問題になっているのですが、11月1日に災害の場所を視察したときに、仮置き場ももう決めてということで説明をいただきましたけれども、今、村も災害で出

たごみというのですか、廃棄物の処理状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 工藤生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

災害廃棄物、災害対策費の部分、災害廃棄物処理委託料なのですけれども、これはまだ発注はしておりませんで、仮置き場からさらに細かく分別して行政組合に持っていったり、行政組合で処分できないものは業者に運んだりという作業はしていただくものになります。それ以外に地域から出たごみだったり、廃棄物関係は災害救助費のほうで対応しております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 ありがとうございます。確認で、ここが仮置き場になっていますというところには個人で持ち込むのかどうかということと、特にそのときに大ざっぱな分別とかというのは必要がないのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 工藤生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

仮置き場へ持っていくごみは、業者または職員だけにしておりまして、一部テレビとか新聞報道とかありますけれども、個人で持って行って、その仮置き場が大変なことになっている部分もございますので、そこは自分たちでやるか、または業者にこういうふうに分けて置いてありますよというところを分けてやるということで、その部分での現地視察も受けておりますので、そういう対応をしております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 質疑を聞いて質問したような感じですが、まだ発注はしていない、この専決に関しては。発注方法をお聞かせいただきたいです。

○議長【鈴木隆昭君】 工藤生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 先ほどの廃棄物処理委託料のところは、主には仮置き場から処分するものになっておりますが、発注の方法に関しては、考えているのは村の廃棄物処理業者、村に登録している業者を考えています。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 登録業者は何社あるのですか。

○議長【鈴木隆昭君】 工藤生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 今あるのは4社です。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和元年度田野畑村一般会計補正予算（第3号））を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第5、承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和元年度田野畑村簡易水道特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和元年度田野畑村簡易水道特別会計補正予算（第1号））について説明いたします。

お手元の説明資料をお開き願います。まず、歳入でございます。一般会計繰入金1,335万円という内容でございます。

次に、歳出でございますが、修繕費700万円、簡易水道施設災害復旧工事600万円、原材料費35万円という内容でございます。

令和元年台風19号に伴う災害対策費について、令和元年10月12日にやむを得ず専決処分したものでございます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 この復旧は応急復旧かと思われませんが、冬に入って凍結関係は心配ないですか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 お答えします。

今回の水道の復旧でございますけれども、これは本来災害査定というものがあるのですけれども、それを待っていては時間がかかるというふうなことがありますして、凍る前に、今言われたとおり凍結する前に、管路なんか露出している部分、あるいは被災受けている部分はその工事でもって埋めて、凍らないような措置をするというふうなことで専決処分されて、すぐ契約して発注するというふうな段取りで今動いていまして、既に契約している案件もございまして、凍らな

いように、生活に支障がないようにということで進めております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 先ほど、特に聞き違いであるかどうかは別として、10月12日に専決処分というふうに伺ったのですが、それでいいのですか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課、大森主幹。

○総務課主幹【大森 泉君】 日にちについては、10月12日に専決処分をしたということでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 現実的には12、13にかけての集中豪雨ということで、雨が降っている最中に数字的なものが把握できるとは私は思えませんが、現実的にはその後何日か後に専決処分という形だと思うのです。処分そのものは、専決するよというのはこれは当然なわけですが、具体的にになったのはその後だと思うのですが、その辺は特に問題ないですか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課、大森主幹。

○総務課主幹【大森 泉君】 実務的には、おっしゃられたとおりにならないとわからない部分とともありましたことから、金額のほう、どれくらいかかるかは、ボリュームをまず各課のほうから出してもらいまして、そしてその上で日付はさかのぼるような格好になりますけれども、10月12日に専決処分をしたという内容でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時26分）

再開（午後 1時27分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

ほかございませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和元年度田野畑村簡易水道特別会計補正予算（第1号））を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、承認第2号は原案のとおり可決されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第6、承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和元年度田野畑村集落排水特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和元年度田野畑村集落排水特別会計補正予算（第1号））について説明いたします。

お手元の説明資料をお開き願います。まず、歳入でございます。一般会計繰入金300万円という内容でございます。

次に、歳出でございます。修繕費300万円という内容でございます。

令和元年台風19号に伴う災害対策経費について、令和元年10月12日にやむを得ず専決処分したものでございます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和元年度田野畑村集落排水特別会計補正予算（第1号））を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、承認第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第7、議案第1号 令和元年度田野畑村一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早野副村長。

○副村長【早野 円君】 タブレットの41ページをごらんください。議案第1号 令和元年度田野畑村一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,271万1,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億5,111万4,000円とするものでございます。

タブレットの49ページ、補正予算書の5ページをごらんください。2の歳入、13款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節衛生費補助金ですが、災害等廃棄物処理事業費補助金として2,908万円を追加計上、また同項8目災害復旧費国庫補助金、1節災害復旧費国庫補助金ですが、公共土木施設等災害復旧査定設計委託費等補助金として1億円計上しております。

次に、14款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金ですが、台風19号被災者生活再建支援事業補助金として160万円追加計上しております。

次に、17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金ですが、財政調整基金繰入金として1億6,503万1,000円追加計上しております。

次のページをごらんください。3、歳出、3款民生費、3項災害救助費、1目災害対策費、13節委託料ですが、災害廃棄物処理委託料として3,551万3,000円、また同日19節負担金補助及び交付金ですが、宮古地区広域行政組合負担金79万8,000円、台風19号被災者生活再建支援金380万円、合わせまして459万8,000円、また同項2目災害救助費、13節委託料ですが、災害救助費委託料として200万円計上しております。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、11節需用費ですが、消耗品として50万円追加計上しております。

次に、第10款教育費、5項保健体育費、2目体育施設費、11節需用費ですが、修繕費として50万円、また13節委託料ですが、マレットゴルフ場施設復旧委託料として60万円を追加計上しております。

次に、11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、1目土木施設災害復旧費、13節委託料ですが、公共土木施設等災害復旧測量調査設計委託料と公共土木施設等災害復旧積算資料作成委託料と合わせまして2億5,200万円追加計上しております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 タブレットの50、予算書で6ページなのですが、生活再建支援金ということで今回補正に出ているわけですが、過日の新聞報道では、被災者世帯は恐らく被災者申請、罹災証明書の発行だと私は理解しているのですが、今回380万円の補正を組んだ内訳を教えてくださいたいと思います。新聞報道では全壊はなかったようですが、半壊と……何でしたか、表現は。半壊と準半壊という表現を使っているのですが、いずれ冒頭に質問したとおり、380万円の内訳を教えてくださいたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 工藤生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

この380万円の内訳ですけれども、実際の支払う額というのは、まだ県のほうの要綱はできておりませんで、そういうの見込んでの今回の補正の提案となります。

それで、例えば事前にお話ししますと、半壊では国の補助金だと、例えば解体すればかさ上げがあったりとか、そういった部分もあって予算では多目に出しております。なので、県の要綱が出次第ですけれども、そのままいきますと、これは余る部分にはなるとは思うのですが、今の積算の状況ですけれども、半壊で120万円、県が100万円で、村が20万円でございます。実際これが、県は20万円となっておりますが、国の補助だと解体すれば100万円ということになっていきますので、積算上はこのようにしています。準半壊が40万円にしておりますが、これもまだ県のほうは出ていけませんので検討します。あとは、床上浸水が県は5万円、村は15万円です。半壊、準半壊1です。床上浸水が8棟です。床下浸水が3万円で、現在の罹災証明は10棟なのですけれども、今後ふえるかもしれないので20棟分見えています。これで合計が380万円になります。

以上です。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 なかなか難しい、私も質問していいかどうか若干悩んではいるのですが、被災者の生の声を私なりに把握しているので、基本的には国、県も、今回の説明で村もそうなのですが、住んでいるかいないかが支援金を出す基準になっているように思います。

でも、よく考えてというか、被災者の声を聞いてみますと、倉庫とか作業場、これも実は古い、新しいがあって、悔しい、悔しくないはそれぞれあるようなのですが、そっちのほうには国も県も支援金については、これまでは考えていなかったようなのですが、村としては一切国、県に倣って支援する考えはないかどうか。これ私なりには大事な質問だと思うのですが、お答えをいただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 工藤生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

今回の支援金という形では、やっぱり生活再建の支援金ということで、住んでいると、やっぱり罹災証明というのが必要になってまいりますので、田野畑村では床下浸水まで、なので非住家の被災証明のほう、倉庫とか物置のほうには今回の支援金は出さないとされておりまして。ただし、その中でも住んでいない、居室、家とか倉庫とかで重大な被害に遭った、例えば罹災証明ないから全壊とかではないのですけれども、被災証明で全壊扱いになったところは解体のほうを村でやるような方向で検討しておりまして、そっちのほうではそれなりの解体のほうの支援をできればなと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 担当課長の答弁、非常に大事な答弁でありまして、踏み込んだ答弁だと思うのですが、これは村長の考えもそうだと思いますので、ぜひそういうふうな方向を、方向はしつ

かりしているようでありますから、進めていただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 それぞれ被災の状況、あるいは住宅については、住んでいる、住んでいない等々あるわけですが、実質的にはそういった方々の負担というのはケース・バイ・ケースで、一概にはお答えできないと思うのですが、その負担が全部ゼロではないにしても、余り負担がなくて済むのかどうなのか。現実的にはそれぞれ個々に違うことは確かですが、一言に、もし答弁できる範囲のものであって、どうなのか、そこの被災者負担の問題。もちろんみんな同じではない部分もありますが、最終的にはいろんな支援があって、金銭的な大きな負担はないという判断でいいのか、そうではないというものなのか。一律ではないと思うのですが、その辺、もし答弁できる範囲で伺いたい。

○議長【鈴木隆昭君】 工藤生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 お答えいたしますが、なかなか難しい問題でして、おっしゃるとおりケース・バイ・ケースになります。個人によって。家によっては保険に入っている、入っていないもありますし、個人で。あとは、ボランティアさんが入って床の下の泥を掃いたりとかそういったものとか、畳をかえたりとかというのをやってもらったりしたところもありますし、現実的に今からそれを業者さんに頼んでやるということもありますので、そうなってくると業者さんに頼んだりしてくれば、やはり今回のものでは少し個人的には足りないのかもしれませんが、そのほかの人に至ってはボランティアさんにやってもらって、そのまま住むという人には、額的には大丈夫ではないかなとは思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 あと農業被災した方、特にビニールハウス等、その中にも物すごく土砂が流出して、土砂だけではなく水と一緒に入ったわけですが、それ以外についてもかなりの支援をするような仕組みになっているのか、その辺かなり、要はどこもそうなのですが、そういうふうに農家も人手不足、あるいはみずからがやらなければ人手不足の解決というか、やっていけないような状況なので大変だと思うし、あるいは春、これからの、今後の作付等にも非常に影響があると思うのですが、その辺何とか村としても可能な限りの支援をすべきだと思うのですが、どのようにお考えか。

○議長【鈴木隆昭君】 渡辺産業振興課長。

○産業振興課長【渡辺謙克君】 ただいまの質問にお答えいたします。

ビニールハウス等、皆さんも現地には行かれていると思うのですが、明戸地区を中心に5カ所ということで当局では把握しているところです。これに対して、今国等の災害支援金の補助が使えるかどうか。今土砂を取り除く作業をして、その被害度合いを確認しておりますが、その後それらのところを利用できるかどうかの確認を進めるという段階でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 今回の災害は山から来たり、沢からかなりのこの土石流、土砂が流れてきて、それが農地あるいはビニールハウス、かなりな被害を受けたわけですが、その対策についての県なり国への要望等は、当然今すぐできるものではないと思うのですが、どのように考えるのか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時45分）

再開（午後 1時45分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 お答えします。

今議員が懸念したとおりで、農地といえどもその背後にある山からの沢水が出る、土砂が出るということですので、先ほど課長が言った点については複合的なものなので、治山事業を同時にエントリーするけれども、水路及び農地については区分けがなかなか難しいところがあるので、先ほど専決をした委託料の900万円については、これを自治会にお願いして、凍結するこの期間にやらなければ来春の作付には間に合わないということでございますので、それは村として単独で援助していくということで、事業の規模によって、災害の規模によっては今後国のほうの補助も入れることもあろうかと思いますが、現時点では農地災害としては厳しいかな。ただし、林道関係の治山については、そういうことでやっていきたいという内容で取り進めております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 今の事業、質疑に関連をして私も聞いてみたいのですが、承認第1号、承認第2号にも、そのときも聞けばよかったような気もするのですが、一般財源、特に財調を使って事業実施した場合、激甚災害等々、国の支援金は遡及してもらえる可能性があるかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 これは、県、国を通じて事前の仮復旧というのは協議しながら、本復旧に向けての査定に臨むという流れでございますので、今後激甚災害は通常3分の2の補助に2割、3割を足して、残りの、最終的には95%前後の充当率ということになろうかと思っておりますけれども、いずれ村として出して、遡及をしていただいて、交付金等々を含めて、補助金等も含めて充当していくというのはこれからでございますけれども、まずは現時点では査定見込み額に対して村が予算を計上して、今後あれを国のほうから交付していただくということで進めてまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 ちょっと関連で、これは災害関連で、本来は、先ほど水道関係で何えぼよかったのですが、真木沢の水道は、あの水道、簡水は岩泉町の大牛内にあれば行っている水道なのですが、その水道の関係者の話として、非常に田野畑村の対応がまずくて大変だったと。岩泉町は、これは岩泉町は余り被害がその他でなかったかもしれませんが、職員まで来てスコープなりなんなり持って頑張ってもらったということで、非常に二、三日前に不満の声を聞いたのですが、その内容だか要因、もしここの部分かなという思い当たりがあれば伺ってみたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 詳しい事象まではわかりませんが、村として今議員の皆さんもご承知のとおり、簡易水道のほうの復旧もしなければならぬという中で、職員は両刀遣い。しかし、浜岩泉、そして真木沢のほうも大変な事態ということで、かけ持ちでやったという報告は受けております。結果、私も危惧したので、直ちにお話を聞いて現地に行って、これは岩泉町長に直に電話をして、とてもとても人力ではこれを解決できないので、緊急対応として機械導入をしてやっていかなければだめなのだという、水源確保。あとは、漏水のほうは、その後1週間ほど岩泉管内であったようですけれども、皆さんの努力によって、村も町も一緒になって対応するという事で対応させていただきました。

今のお話については、そういう事象がもし言葉足らずでそういうふう伝わったのであれば、トップとして申しわけないことだなと思ったので、現地のほうに赴いたところですので、総じて全体としてそごのないように対応したつもりでありますけれども、今ご指摘の点があれば、これはすぐに指導してまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 観点が少し違って、議長にお願いがありますが、もし臨時議会にそぐわない質問だと議長が考えたら、ぜひ制止していただきたいわけですが、中身は県がやった島の沢のボックスカルバート、橋の件なのですが、設計ミスかどうか、私素人ですので何ともわからないわけですが、いずれ地域民はかんかんになっていると。普通の橋をかければ、ああいう事態にはならなかったと。いいでしょうか、議長、続けて質問して。

○議長【鈴木隆昭君】 災害に関連する19号関連ということで、認めます。どうぞ。

○8番【中村勝明君】 ありがたいです。やっぱり地域の声が我々、村長にしても議員も同じだと思うのですが、本当の気持ちを酌み取ってしっかり対処しなければならないと。そういう点では、地域の生の声はほとんど全部だと思うのですが、島の沢地域は。あの被災があった橋を取り壊して通常の橋にかけかえるべきだ、誰から聞いても島の沢の住民はそう考えているようです。これについては、担当課というよりも村長の考えが非常にこれから大事になると思うのですが、議長

の許しを得たのでこの質問をするのですが、ああいう実情を見て村長は、一旦つくった構造物ではありますけれども、しかも県がやったと、県の責任で。それを取り壊して新しい橋をかける、私は地域住民は望んでいると思いますので、その先頭に村長は立つべきだというふうに思うのですが、率直にどうお考えでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 8番議員に申し上げます。県工事ははずですので、村がどこまでお答えできるかどうかはわかりませんが……

○8番【中村勝明君】 率直な考えを聞きたい。

○議長【鈴木隆昭君】 それを承知の上で答弁を聞いていただきたいと思います。

○8番【中村勝明君】 はい。

○議長【鈴木隆昭君】 答弁を求めます。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 今災害を経て避難していただく、または避難をしていただく地域の方や議員の人たちがそういう危機を脱していただいたというのを知っていますし、今お話しした点で、工事というよりも村民の命を守る防災上の点から、これは放置できないものだと認識しております。

ただし、今言ったように感情的な部分で、それを工事ということで、それは私の立場では控えさせていただきたいと思いますが、いずれこの事象では各市町村でも類似するような事案が発生しておりますけれども、いわゆる10年確率での設計そのものがどうなるか、いろんな議論が各地でもありますので、こちらについてはそういう内容等について一つ一つを提言し、国、県に対して要望は既にやっておりますけれども、ここについては、今言ったことが台風19号のいわゆる海道復旧という点でどういうふうになるかはしっかりと対応してまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 これから言うのについては答弁は要りませんので、要望にとどめさせていただきたいのですが、非常に難しい問題だと私も思っております。これを本当に取り壊して、地域が求める橋をかけさせる、それを実現させるには全住民、議会、村長、一体となって取り組まなくては、なかなか困難だというふうに思っておりますので、あらゆる関係者、政党全部を含めて取り組んでいただきたい、要望にとどめたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 今の箇所ですが、確かにボックスの問題もあるかもしれませんが、むしろ直近上流の右岸を少しいじってやると水の流れは変わりそうな構造に見えますが、担当課長はどのように考えますか。むしろそのほうが実現性が早いような気がしますが、いかがですか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 島の沢の件という、大きな19号でのああいうふうな氾濫をしたと

いう全体的な考え方として、今土木事務所のほうでは全体の検証をしているということを聞いております。その意味というものはどういうことかという、ボックスカルバートが詰まって越えたのだという話を地区の人たちは、今議員言われたとおりのことがあるとして、それは私の思っている部分は、どのようなことが起きたのかという、それを今検証しているというのが1つあります。それは、ちょうど2時か3時のときに海のほうも満潮、高潮を迎えているということがあると思う。そうすると、通常水が流れているものが満潮時、高潮によって、水門のあそこら辺は水位がずっと上がって、流れるべきものが流れなくなって、要するにバックしてきているという状況なのです。そして、現に水門の背後のあそこに橋があるのですけれども、背後のほうには右岸側に護岸が積んであるのですけれども、あれを越えてブロックの背面のところが流されている。そういうのを見れば、現状的には満水の状況で背後が流されてバックしてきているのかなというようなことが1つ。

それから、あそこを工事していたというふうに、そこに管を仮設して業者が置いていたという背景もあり、そして今言われたとおりの右岸側がどうだったかという、それは若干あそこは用地に問題があって、あそこの用地が解決できなかったの、あの右岸側が工事できなかったという現実があります。あそこを切り取って、用地を再度交渉して、お願いして、今回のような状況が起きたのでお願いして、そこを解決すれば、その懐が広がるよということがそのとおりあります。そうすると、流れもスムーズ。あるいは、そしてボックスの背後の懐を大きくするという意味は、左岸側のほうはそれなりの水位の状況を見てかさ上げするなりというふうな考え方もある。そうするとその水がバックしてきても、それなりの量をそのところでカバーできれば、今度は越えていかないというふうなことも想定される。

もう一つは、村長のほうもお願いしている案件が、県のほうにもお願いしていることは、治山、砂防で、全体的にあの裏を、裏というか、上流側を、それは今ダムもありますが、再度それなりのダムをもう一度見直して、それを検討すれば、流域のほうから来る水を、大きな水が流れてくる部分をそれで防げる。そうすると、そのボックスの1点だけの、そこを橋にしろというふうな論点ではなくて、全体を見渡したことを考えれば、そういうふうな治山、砂防堰堤なのかわかりませんが、そのようなことをしながら、そして山のほうはそういうふうにする。そして、集落のところは今の状況を、右岸側のそういうふうな用地に問題があった箇所を承諾しながら、そこを解決する。そして、左岸側のほうはかさ上げをするなりして懐をつくる。そうすることによって、それらを今県のほうでは検証しているのだなというふうに私的には思っております。これらを踏まえて、そういうことを考えながら、どのような方向になっていくのかということ考えていけばいいのかなというふうに思っておりました。そこら辺を踏まえて、確かに感情的なことはあるかと思えます。それらもありますけれども、どういう検証を踏まえながら、そしてあの河川は村の準用河川です。村の河川です。道路は県でつくる。そのような一体的な形での道

路が整備されている。

もう一つは、あの道路は土地収用法がかかった道路です。非常に厳しい道路でもあるという、総合的にそれらを踏まえて考えれば、どのようにすればいいかというのが、さまざまな検討がやっぱり必要だろうというふうに思っておりまして、これは県から今後どのような方向で来るかというのを村長初め、村としてもそこら辺を踏まえながら、今後地元での説明会等々をしていく必要があるのかなというふうに思って、それらも私的には土木のほうと協議しながらやっていくつもりであります。そこら辺を踏まえながら、皆様方の地区に対することは、感情的な話はあるかと思いますが、そういう状況を踏まえながら、県からのそういうものを参考にしながら、今後どのような対応をすればいいのかなというふうなことを考えながらやっていけばいいのかなというふうに思っておりまして、今後は言うとおりの一体的に皆様方と取り組んでいく中で、どのようにすればいいかというのを考えながらやっていけばいいのかなというふうに思っていました。

○議長【鈴木隆昭君】 この件につきましては本日の議題外と判断いたしますので、この件につきましては後で特別委員会の構成もございますので、その中でいろいろ議論をしていただきたいと思います。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 おくればせながらですけども、本当に災害に対する対応を職員の皆さん、村長初め、大変ご苦労さんでした。

それで、今当然村内の業者を中心に災害復旧、応急復旧をやっているのですが、応急復旧をやった業者が実質正規の予算をとって本工事発注する際の、これが……表現はちょっと難しいのですが、それが災害の応急復旧した業者が本工事でも優先的に受注できるやのように理解せざるを得ないというように、業者間の関係だということ、そういうように見受けられがちなような状況に、過去のことを踏まえてあるやに伺った部分もあるもので、それが今後どのような状況での発注になるか、これは別としても、その応急復旧をした業者に優先的な発注ができるやのようなことは極力避けつつ、公平な発注に臨むべきだと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長、答弁は短くお願いいたします。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 今の、とりあえず、とりあえずというか、応急というのは、臨時的な業者をそれぞれ割りつけてありますので、全くもって急に、応急ですので、それはまず頑張ってもらってのことです。実施においては、1路線なりパッケージというふうなことで発注ということになるかと思っております。なので、その応急をやった業者がそこをやるということではなくて、あくまでも実施に向けては、そういう異常災害関係ということで考えていますし、応急とは別だということですので。また長くなってしまいましたけれども。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 そのとおり私の言葉で言えば、応急が永久の受注にならないように、発注

にならないようにというのが1つ。公平的な発注、誰がやっても、どう公平かというのも、これも難しい問題だと思うのですが、その点も含めてよろしくお願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 要望でよろしいですか。

○9番【佐々木功夫君】 はい。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 タブレットの50ページで、紙資料だと6ページになります。一番下の土木施設災害復旧費の委託料で、災害も大きかったので額も大きくなっていますが、調査設計とか資料の作成とかについては、いつまでにつくって国とか県とかに出すというような期限というのは決められているものなのではないでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 まず、これからのスケジュール的には12月の中旬から1月いっぱいまで災害査定があります。この災害査定を受けるために測量の調査、要するに今お願いしている測量の調査、これは測量調査設計、これらを踏まえて災害査定に申請するという事なので、今盛んにこれをやっております、この成果をもって査定を受けて、そしてその後に、3月以降実施に今度は向けていくというふうな段取りになってございます。よろしいでしょうか。

○7番【上山明美君】 はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第1号 令和元年度田野畑村一般会計補正予算(第4号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩(午後 2時06分)

再開(午後 2時10分)

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第8、発議案第1号 令和元年台風19号災害復興特別委員会の設置についてを議題といたします。

発議案を朗読させます。

議会事務局長。

(事務局長朗読)

○議長【鈴木隆昭君】 提出議員より説明を求めます。

3番、上村浩司君。

○3番【上村浩司君】 10月12日から13日にかけて台風19号の影響により、これまで経験したことのない1時間当たり110ミリ、総雨量で約470ミリという集中豪雨が襲ったことは皆様ご承知のとおりであります。そのことにより土砂や濁流が住宅や倉庫に流れ込み、床上、床下浸水、沿岸部を中心に主要道路や、生活道の崩落や流失、さらには農林水産の施設被害など三十数億円にも達する大きな被害が出ており、村民生活に著しい支障を来しております。そのようなことから、村民生活の早期の復旧、復興を図るためには適時的確に村と連携し、計画的な事業推進が必要であることから、本特別委員会の設置を提出するものでございます。

議員各位の賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

発議案第1号 令和元年台風19号災害復興特別委員会の設置については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

引き続き特別委員の選任を行います。特別委員の選任については、委員会条例第4条第2項の規定によって、議長を除く全議員といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、特別委員は議長を除く全議員を選任することに決定いたしました。

令和元年台風19号災害復興特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

休憩（午後 2時15分）

再開（午後 2時21分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加について

○議長【鈴木隆昭君】 日程の追加についてお諮りいたします。

令和元年台風19号災害復興特別委員長から、追加日程1件が提出されております。日程に追加し、議題に供したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第1、委員会の閉会中の継続審査の件（令和元年台風19号災害復興特別委員会）を追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続審査の件（令和元年台風19号災害復興特別委員会）

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第1、委員会の閉会中の継続審査の件（令和元年台風19号災害復興特別委員会）を議題といたします。

令和元年台風19号災害復興特別委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 以上で本臨時会に付された事件は全て議了いたしました。

令和元年第7回田野畑村議会臨時会を閉会といたします。

（午後 2時22分）